

定 款

株式会社シャルレ

株式会社シャルレ定款

第1章 総 則

(商号)

第1条

当会社は、株式会社シャルレと称し、
英文ではCHARLE CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造、加工、販売および輸出入
 - (1) 衣料品、衣料雑貨品
 - (2) 化粧品、化粧用具、化粧品原料、石鹼、洗剤
 - (3) 宝石、時計、貴金属
 - (4) 靴、鞆、ハンドバック、かつら
 - (5) 出版物、印刷物、文具類
 - (6) 光学機器、通信機器、電子機器、家庭用電化製品
 - (7) 美術工芸品
 - (8) 農産物、海産物
 - (9) 水栓バルブ等の金属加工品
 - (10) 自動車用品、自動車用付属品
 - (11) プラスチック製家庭用雑貨品
 - (12) 運動器具、医療器具
2. 次の製品の販売および輸出入
 - (1) 食料品、清涼飲料水、健康食品
 - (2) 日用品雑貨
 - (3) 家具、寝具、室内装飾品
 - (4) 医療機器、医薬部外品
3. スポーツ用品の販売ならびにスポーツ施設および結婚式場の経営
4. レストラン、喫茶店、美容院、理髪店およびクリーニング店の経営
5. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法による損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
6. 広告宣伝、電気通信事業および有線テレビ・ラジオ放送制作事業
7. 不動産の保有、売買、仲介、賃貸および管理に関する事業
8. 旅行業法に基づく旅行業
9. 自動車運送取扱事業、海上運送取扱事業、海運代理店業および倉庫業

10. パーティーおよび各種催物の企画および立案
11. コンピューターによる情報の処理
12. 総合リース業
13. 各種物品レンタル業
14. 通信販売業
15. 販売促進に関する情報、資料の収集、企画および販売
16. 販売促進用の景品の企画および製作
17. 景品引換券の製造、販売および景品の交換
18. 前払式証票の発行および販売
19. ベンチャー企業に対する投資、融資、保証、投融資の引受、仲介、斡旋および経営の指導
20. 在宅介護、入浴・配食サービスならびに介護機器、用品の開発および販売
21. コンピューターソフトウェア、ハードウェアおよび周辺機器の企画、開発、販売および輸出入
22. パーソナルコンピューターおよびモバイル環境等のネットワークを利用した情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システムおよび機器の製作および販売
23. 市場調査、情報収集分析の受託
24. ウェブサイトの企画、設計、開発、運営および販売
25. ベビー用品、腹帯・安産祈願のお守り・妊婦に必要な栄養素を補助するためのサプリメント等出産に関連する商品、ギフト商品、ペット用品の仕入、販売および輸出入
26. 美容と健康に関連する商品の製造、仕入、販売および輸出入
27. 有価証券等の資産運用業
28. 一般日用品雑貨の販売、管継手・バルブその他配管用品の組み立ておよび販売
29. エネルギーの研究、開発および技術提供
30. 水に関する製品の研究、開発、技術提供、製造および販売
31. インターネット上のショッピングモールの開設および運営
32. 各種メディアへの原稿執筆、出演・講演ならびに書籍、出版物等の企画、編集、制作および販売
33. 経営に関する総合コンサルタント業務
34. 前各号に係る技術および調査研究ならびに経営コンサルタント業
35. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3条

当会社は、本店を神戸市に置く。

(機関)

第 4条

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6条

当会社の発行可能株式総数は、 8 4 , 0 0 0 , 0 0 0 株とする。

(単元株式数)

第 7条

当会社の単元株式数は、 1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式の数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務はすべて株主名簿管理人に取り扱わせ当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条

毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎年 6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数により決する。

2 会社法第309条第 2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の 2以上により決する。

(議決権の代理行使)

第16条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第17条

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了の前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第 3項の規定に基づいて選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条

当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長 1名を選定し、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。

2 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 前 2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当社は、取締役（議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第28条

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条

監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第31条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを決する。

(監査等委員会の議事録)

第34条

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

(監査等委員会規則)

第35条

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条

会計監査人の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条

当社は、会社法第427条第 1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第 1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条

当会社の事業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条

当会社は、会社法第459条第 1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9月30日とする。

3 前 2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条

配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）において、その支払開始の日から満 3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第 1項の規定により、第46回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める限度で免除することができる。

昭和 5 3 年 1 0 月 3 0 日変更

昭和 5 4 年 1 0 月 2 5 日変更

昭和 5 5 年 1 0 月 2 4 日変更

昭和 5 7 年 1 0 月 2 8 日変更

昭和 6 0 年 1 0 月 2 9 日変更

昭和 6 1 年 1 0 月 3 0 日変更

昭和 6 3 年 1 1 月 3 0 日変更

平成 元年 2 月 2 0 日変更

平成 元年 1 2 月 2 0 日変更

平成 2 年 6 月 2 6 日変更

平成 4 年 6 月 2 6 日変更

平成 5 年 6 月 2 9 日変更

平成 6 年 6 月 2 9 日変更

平成 7 年	6 月 2 9 日變更
平成 1 0 年	6 月 2 6 日變更
平成 1 2 年	6 月 2 9 日變更
平成 1 4 年	6 月 2 7 日變更
平成 1 4 年 1 1 月	1 日變更
平成 1 5 年	6 月 2 7 日變更
平成 1 6 年	6 月 2 9 日變更
平成 1 7 年	6 月 2 8 日變更
平成 1 8 年	6 月 1 日變更
平成 1 8 年	6 月 2 8 日變更
平成 2 0 年	6 月 2 5 日變更
平成 2 1 年	6 月 2 4 日變更
平成 2 7 年	6 月 2 6 日變更
令和 3 年	6 月 2 3 日變更